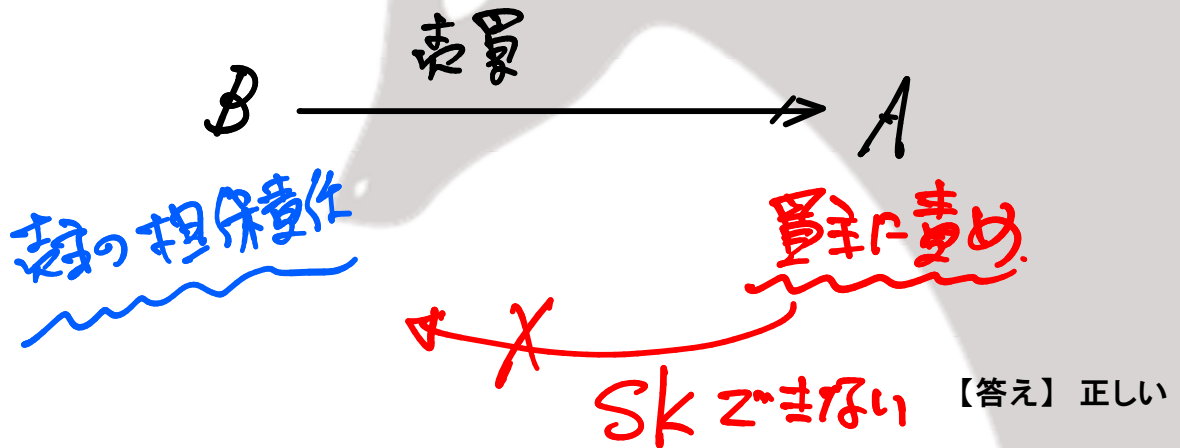


契約不適合責任 管業 H27-41-2 <<#470>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが、Bからマンションの住戸を購入した。当該住戸の不適合がAの責めに帰すべき事由によるものであるときは、AはBに対し履行の追完の請求及び代金の減額の請求をすることができな

い。



《ポイント》 契約不適合責任

契約の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、履行の追完・代金の減額の請求をすることができない。(民法 562 条 2 項、563 条 3 項)